

第 7 回 南部町総合教育会議

日時：令和 8 年 7 月 21 日(火)

午後 4 時

場所：南部町役場 3 階 大会議室

次 第

1. 開 会

2. 町長あいさつ

3. 議 事

議案第 1 号 南部町立統合中学校の校名について

議案第 2 号 南部町立統合中学校の校歌・校章等の制作者の
選定について

4. そ の 他

5. 閉 会

議 案 第 1 号

南部町立統合中学校の校名について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条の規定に基づき、南部町立統合中学校の校名について、別紙のとおり協議する。

令和 8 年 7 月 21 日 提出

南部町教育委員会

1 統合後の中学校の校名

南部町立南部中学校

2 提案の理由

令和8年7月9日に開催した「第2回南部町立中学校統合準備委員会」において、統合後の中学校の校名について協議した結果、南部町唯一の中学校となることから、南部町の名を受け継ぐ「南部中学校」とすることで、南部町への誇りや郷土愛を育み、地域とともに歩む学校にふさわしいとの意見があった。

また、「南部」という名称は、南部町の歴史や地域のつながりを表す大切な言葉であり、将来にわたり町民に親しまれ、受け継がれていく校名としてふさわしいとの意見があった。

これらの意見を踏まえ、統合後の中学校の校名については、「南部中学校」が望ましいとの意見が集約され、令和8年7月15日に開催した第254回教育委員会会議へ議案として提出し、承認され、町総合教育会議での協議に至ったものです。

議 案 第 2 号

南部町立統合中学校の校歌・校章等の制作者の選定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条の規定に基づき、南部町立統合中学校の校歌・校章等の制作者の選定について、別紙のとおり協議する。

令和8年7月21日 提出

南部町教育委員会

1 南部町立統合中学校の校歌・校章等の制作

- ・校歌作詞者

越後 俊之（南部中学校長、国語科教員）

- ・校歌作曲者

川守田 良修（音楽活動に従事、南部町教育委員会委員）

- ・校章考案者

山口 雅裕（青森県教育庁教育政策課主任指導主事、元南部中学校教頭、美術科教員）

- ・校歌及び校訓揮毫者

小萩沢 公子（元中学校国語科教員、南部町教育委員会委員）

2 提案の理由

令和8年7月9日に開催した「第2回南部町立中学校統合準備委員会」において選出した、校歌及び校章等の制作者について、令和8年7月15日に開催した第254回教育委員会会議へ議案として提出し、承認され、町総合教育会議での協議に至ったものです。

南部町総合教育会議設置要綱

平成 28 年 3 月 31 日

南部町訓令第 13 号

(設置)

第 1 条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 1 条の 4 第 1 項の規定に基づき、南部町の教育行政を推進していくため、南部町総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、次に掲げる事項に関する協議及び事務の調整を行う。

- (1) 町の教育、学術及び文化の振興に関する大綱（以下「大綱」という。）の策定に関する協議
- (2) 町の教育を行うための諸条件の整備その他地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき措置
- (3) 児童、生徒等の生命若しくは身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがある場合等の緊急の場合に講ずべき措置
- (4) 前 3 号に規定するもののほか、町長が特に必要があると認めた事項

(組織)

第 3 条 会議は、町長及び教育委員会（以下「構成員」という。）をもって構成する。

(会議)

第 4 条 会議は、町長が招集し、会議の議長となる。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、町長に対し、協議すべき具体的事項を示して会議の招集を求めることができる。

(意見の聴取)

第 5 条 会議は、前条の協議等を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議等に関する意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第 6 条 会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つ必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあるときその他公益上必要があると認めるときは非公開とすることができる。

(議事録の作成及び公表)

第7条 町長は、会議の終了後、遅滞なく議事録を作成する。

2 議事録は、すべて要点筆記の方法による。

3 議事録の公表は、会議に出席した構成員及び意見聴取した者による議事内容の確認後、前条ただし書により非公開とした部分を除き、南部町公式サイト等に掲示するよう努める。

4 非公開の議事録は、別に作成しなければならない。

(議事録署名)

第8条 議事録には、町長及び教育長が署名しなければならない。

(調整結果の尊重)

第9条 会議において、構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第10条 会議の事務局は、総務課とする。また、会議資料の作成に当たって、教育委員会学務課に協力を求めることができるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議において定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。